

公 平 ー 3 2  
平成29年2月1日

請求者  
三 井 環 殿

人事院公平委員長



口頭審理について（通知）

平成14年第44号  
大阪高等検察庁〔懲戒免職処分〕事案  
請求者 三 井 環  
処分者 法 務 大 臣

上記事案の口頭審理を、下記により行いますので、通知します。

記

- 1 審理の日時  
平成29年2月24日（金）午後1時から  
※ 詳細については、別紙をご参照ください。
- 2 審理の場所  
人事院公平審理室  
（東京都千代田区霞が関1-2-3 中央合同庁舎第5号館別館8階）

以 上

大阪高等検察庁(平成14年第44号)事案 審理日程

平成29年 2月24日(金)		13:00	13:30	14:00		17:00
			事前 打合せ	争点 整理		請求者本人尋問 三井 環 請求者

- (注) 1:上記時間は目安であり、審理の進捗状況によっては時間帯が前後することがあります。  
2:請求者は、宣誓の際に署名押印していただきますので、当日は印鑑をご持参ください。

審理会場: 人事院公平審理室(東京都千代田区霞が関1-2-3 中央合同庁舎第5号館別館8階)

平成29年2月1日

三井 環 殿

人事院公平委員会

口頭審理について

1 集合時間・場所について

審理は、人事院8階の公平審理室で行います。

午後1時までに、人事院8階証人控室（公平審理室の隣）にお越してください。当事者双方同席の下で事前打合せを行います。

※ 証人控室は、人事院正門から入館して、左手にあるエレベーターを利用し、8階でエレベーターを降りた右手角の入口を入った正面になります。

2 審理について

(1) 事前打合せ

審理の開始前の午後1時から、証人控室において、請求者、処分者及び公平委員会の三者で、審理の進行についての事前打合せを行います。

(2) 争点整理

争点整理においては、主張の確認、提出書類の補足・訂正の有無の確認、証拠資料の採否の告知などを行います。

※ 証拠資料の採否の告知については、提出された証拠資料を公平委員会が「採用」したとしても、その内容を信用したという意味ではなく、本件審理で使用し、判断材料の一つにするという意味です。

※ 乙号証のうち、審理の日にあなたが御自分でその原本を確認したいものがあれば、2月17日（金）までに当委員会までお知らせください。

(3) 請求者本人尋問

請求者本人尋問は、宣誓書に署名、押印、読み上げの後、本件処分に関する事実関係を中心に、まずはあなたからお話しいただき（約1時間以内）、その後、処分者からの質問、公平委員会からの質問にお答えいただく形で行います。

請求者は、印鑑を必ずお持ちください。

(4) 甲第56号証から第58号証までについて

あなたから希望のあった甲第56号証から第58号証までのDVDについては、審理において映写することはしませんが、各公平委員はあらかじめ視聴しており、また、処分者にも既に副本を送付していますので、請求者本人尋問ではそのことを前提としてお話しください。

### 3 審理の録音等について

審理の録音、録画、撮影等は禁止します。

審理内容（争点整理、請求者本人尋問）については、公平委員会がICレコーダーで録音します。CD-Rへのコピーを希望する場合は、審理当日にお申し出ください（その場合は、調書閲覧謄写申請書とCD-R現物1枚を御持参ください。後日、送付することになりますが、送料は実費負担（着払い）となります。）。

以 上

#### 【委員会の連絡先】

人事院公平審査局調整課 浅尾（不在の場合、鈴木）

〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3

Tel 03-3581-0784